

	該当箇所	意見の概要
227	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	RPS法に限らない電力・熱・燃料分野での地球温暖化対策枠での上乗せ目標など、新エネルギーの利用拡大を後押しする政策を早急に整備すべきである。
228	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	再生可能エネルギーをひとつの柱としたエネルギー構造転換なしに、将来の大幅な削減は実現できないにもかかわらず、抜本的な導入促進策が入っていないことは、重大な問題である。
229	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	RPS法の目標値を大幅に引き上げるとともに、固定価格買取制度を含めた設置インセンティブを早急に検討すべきである。
230	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	公共施設以外にも、一定規模以上の建築物では、太陽光発電、太陽熱温水器の設置を原則とすべきである。
231	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	グリーン電力証書をグリーン購入法の品目として定めるとともに、企業・自治体の会計上の問題をクリアする方策を検討すべきである。
232	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	バイオマス燃料の導入については、国内産・地域産のバイオマス資源、また食糧需要と競合しないバイオマス資源を優先的に利用することを明記すべきである。
233	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	RPS法で定める2014年の義務量を超える積極的な再生可能エネルギー導入を電気事業者が進められるように固定価格買取制度などの必要な制度の充実を図るべきである。
234	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	グリーン電力の調達経費を経費として計上されるよう制度を改正すべきである。
235	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	バイオマス燃料については、価格高騰や品不足に伴う調達困難などが懸念されるため、安定調達について検討する必要がある。
236	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	政府においてもグリーン電力を積極的に利用すべきである。
237	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	バイオマス燃料については、原材料の価格や供給が不安定にならないようバランスのとれた総合的な戦力を講じつつ、燃料製造段階から走行までの全体のCO2排出量やコストを勘案した「ウェル・トゥ・ホイール」の考え方で普及・利用を進めるべきである。
238	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	「…グリーン電力証書、カーボンオフセット制度…」を追加すべき。
239	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	政府の取組の段落の後に、「地方公共団体に置いても、実行計画に基づき、庁舎、学校、公共施設等における省エネ型機器や再生可能エネルギー利用設備の利用、雨水利用、遮断・断熱化、緑化など環境配慮型建物への転換・整備を積極的に推進すべきである。」を追加すべきである。
240	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	固定価格買取制度など自然エネルギー推進の積極的な政策をとることを求める。従来の政策を総括し、自然エネルギー導入の機会を抜本的に広げ、コストも政策的に下げ、化石エネルギーのコストを上げるよう政策を抜本的に転換することが必要である。
241	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	電力分野で現行のRPS法制度を継続するのであれば、導入義務量の抜本的引き上げが必須であり、さらに差額の補填や送電網の強化などを講じるべきである。
242	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	再生可能な新エネルギーの目標を達成するための電力会社の購入義務付けなど課題の克服と、クリーンな新エネルギーこそ目標を高く設定し、原発の設備利用率は可能な限り低くすべく、CO2を排出しないクリーンな原発という間違った考え方も、是正すべきである。
243	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（新エネルギー対策の推進）	RPS法だけでなく、ドイツのような固定価格買取制度を導入すべきである。
244	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	中小企業の排出削減対策の推進については異論なし。対策の実施にあたっては、強制的な手段ではなく、あくまでも事業者の自主性を促す形にすべき。

	該当箇所	意見の概要
245	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	中小企業が大手企業から支援を受けて二酸化炭素削減に取り組む仕組みの構築や、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発を支援する措置を講ずるべき。 その際、既存の助成金の受付期間を通年化するなど、利用しやすい制度となるよう手続面についても改善する必要がある。
246	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	中小企業の排出削減を推進するため、資金面の支援策を拡充するとともに、中小企業が利用しやすい環境を整備されたい。 また、エネルギー需給構造改革投資促進税制における中小企業に対する税額控除の延長など、税制優遇による支援も検討されたい。
247	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	排出削減量の認証にあたっては、真の削減となっていることが大前提であるが、厳格性や追加性を追求するあまり、実現可能性の低い制度とならないよう配慮されたい。
248	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	排出削減設備導入について、大手企業(中小以外)においてもペイする省エネは既に実施されており、更なる排出削減には支援が必須である。排出削減量の大きさが重要であるので、支援を中小企業に限定すべきではない。
249	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	中小企業を含め総量でCO2が削減できる仕組みとなるよう検討を進めるべきである。
250	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（中小企業の排出削減対策の推進）	(中小企業の排出削減の対策)の最後に、以下を追記すべきである。 「なお、大手企業の支援が受けられない中小企業等の対策を進めるために、前述のことに留意しつつ、民間団体、地方自治体、地域協議会等が自主的に実施又は支援する国内(地域内)排出量取引制度の構築を検討すべきである。 さらに、エコアクション21やKES等地域独自の環境マネジメントシステム認証制度等を活用した経営のグリーン化を図る必要がある。 特に中小企業にとっては、市場のグリーン化による取組のインセンティブを働かせることも重要であることから、中小企業の環境対策の努力が反映される地域経営評価格付けの検討など総合的社会的な環境対策を推進することに留意する必要がある。」
251	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞（上下水道における省エネ対策の推進）	地球温暖化対策の徹底に向けて、抜本的な省エネ対策を推進するとともに、適正な人材を配置すべき。
252	Ⅲ 2. (1)②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策	環境テクノロジーセンターが提案する100万人地域リサイクル構想(100RR)は、CO2削減に有効な手法であり、全国展開を推進すべき。
253	Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	より多くの自然冷媒普及促進のための施策(補助、助成、減税等)を早急に推進し、今後の設備の新設、改修においての自然冷媒使用割合を大幅に拡大する必要がある。
254	Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	フロン・回収破壊法と建設リサイクル法との連携を図り、建設リサイクル法の手続きの際に添付を義務づけ、建築解体におけるフロン回収の実効性を高めるべきである。
255	Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	代替フロン等3ガスについては、今後排出を2倍近くに増やすことを容認するものとなっているが、更に目標を深掘すべきである。政策を強化し、2006年レベルの排出量を維持する目標とすれば、さらに1,500万トン追加削減が可能となる。
256	Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策	森林整備については、財政的な裏付け、ならびに費用対効果を明確にすべき。
257	Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策	導入に対する補助を行うなどし、CO2吸収技術のより一層の促進を図るべきである。
258	Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策	現在荒れている人工林を間伐によって手入れし、できるだけ長期にわたって生き生きと森林が生長していくように管理するべきである。また、地元の森林を計画的に活用し、計画的に植林を行っていくべきである。
259	Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策	平成19年度から今後6年間にわたり、毎年55万ha、合計330万haの間伐の実施が必要とあるが、誰が実働部隊として、この計画を支えるのか。これとて国民の協力無しには、到底実施不可能な対策であると考ええる。最終報告ではより具体的な施策の明確化をお願いしたい。